

自動車検査用機器の共同使用に係る管理規定

「自動車検査設備の共同使用における指定整備業務の取扱いについて（自整第23号 平成9年2月20日）」に基づき、第1表に示された検査機器を共同使用する場合は、下記によるものとする。

記

1. 「自動車検査用設備使用契約書」に締結した、借主である「甲」の検査員は、貸主である「乙」に指定された車両置場に当該車両を駐車し、「乙」の検査用機器管理責任者（以下「管理者」という。）に機器の共同使用をする旨（事業場名、使用予定機器等）を伝える。
2. 「甲」の検査員は、検査を実施し、終了したときは「別紙1」の自動車検査用設備の共同使用管理台帳（以下「管理台帳」という。）に発行番号等必要事項を記載する。
3. 「甲」の検査員は、当該車両の指定整備記録簿の余白に「自動車検査用機器使用証明スタンプまたは用紙（以下「スタンプ等」という。）」を押すまたは貼付する。
4. 管理者は、当該車両の指定整備記録簿の余白に押されたスタンプ等の管理責任者欄に記名、押印する。（使用証明用紙を貼る場合は、管理者の割印を押す。）
管理者が不在の場合は、主任技術者がその業務を代行するものとし、代務が行われた場合は速やかに報告を受け事後決裁を行うものとする。
5. 管理者は、1日1回以上、管理台帳を確認する。
6. 管理者は、機器の状態について把握しておく。
7. 機器の取扱いについては、管理者が機器メーカーのマニュアルに基づき、「甲」の検査員に指導を徹底する。また、管理者は、1日1度、機器メーカーのマニュアルに基づき、機器の点検を行う。
8. スタンプ等の様式は以下のとおりとする。

使用証明	第	号
A B S H X DS OP N ST		
上記機器を完成検査に使用したことを証明する。		
令和	年	月 日
事業場名(乙)		
管理責任者		⑨

※スタンプを作成せず用紙を記録簿に貼り付ける場合は、管理者の割印を必ず押印すること。
また、代務者が実施する場合は代務者の割印を押印すること。

注意1. 機器の略号は、Aはサイドスリップ・テスト、Bはブレーキ・テスト、Sは速度計試験器、Hは前照灯試験器、Xは一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器、DSは黒煙測定器、OPはオパシメータ、Nは音量計（騒音計）、STは検査用スキャンツールを表す。

注意2. スタンプ等は、指定整備記録簿の余白に押せる又は貼れる適当な寸法とする。